

ジェトロ食品輸出商談会 in 広島

募集要項

- 日 時：2026年11月10日（火曜）8時45分～16時15分（予定）
- 参加費：無料
- 主 催：ジェトロ
- 共 催：広島県、広島市、呉市

2026年 7月24日（金）
17:00〆切

ジェトロ食品輸出商談会 in 広島

日時	2026年11月 10日（火曜）8時45分～16時15分（予定） ※上記日程の中で、事業者とバイヤーの都合に合わせて時間を決定します。
会場	シェラトングランドホテル広島（広島県広島市東区若草町12-1）
参加対象	中国・四国地域に所在する 食品（加工食品、飲料等）、酒類等の輸出を希望する企業・団体（商談の組成時に原則左記条件の事業者を優先しますが、他地域から申し込んでいただいても問題ございません。） ※各国の規制により輸出ができない商品は対象外。
実施形式	・事前マッチング形式による対面（リアル）での商談会 ・バイヤーとの1回の商談時間は35分間（予定） ※お申込みの際に登録いただいた商品情報を基に、各バイヤーが商談先を選定します。 選定の結果、商談が成立しない場合もございますので予めご了承ください。
招へい予定バイヤー	ブラジル、エクアドル、メキシコ、チェコ、スイス、中国、インド、ベトナム、サウジアラビアから計9社 海外バイヤーリスト https://www.jetro.go.jp/newsletter/hir/2026/hir26buyerlist.pdf
定員	100社・団体程度
申込方法	【STEP1 イベント登録】7月24日（金曜）17時00分 下記ウェブサイトからイベント登録をお願いします。 http://www.jetro.go.jp/events/hir/e3609563c00fa378.html ※本案内3～4ページにある応募条件、留意事項、免責事項等を熟読していただきお申込みください。 【STEP2 商品情報登録】7月31日（金曜）17時00分 STEP1の完了後に送付されるメールをご確認ください。
申込期限	7月24日（金）17時00分 ※上記申込方法の【STEP1】の〆切です。
お問合せ先	日本貿易振興機構（ジェトロ） 広島事務所 赤澤、大岩 E-mail：HIR@jetro.go.jp TEL：082-535-2511 鳥取事務所 角岸 E-mail：TTR@jetro.go.jp TEL：0857-52-4335 島根事務所 宮嶋 E-mail：MAT@jetro.go.jp TEL：0852-27-3121 岡山事務所 川本 E-mail：OKA@jetro.go.jp TEL：086-224-0853 山口事務所 秋野 E-mail：YAC@jetro.go.jp TEL：083-231-5022 徳島事務所 坂田 E-mail：TKS@jetro.go.jp TEL：088-657-6130 香川事務所 宮下、中田 E-mail：KGW@jetro.go.jp TEL：087-851-9407 愛媛事務所 橋本 E-mail：EHI@jetro.go.jp TEL：089-952-0015 高知事務所 藤田 E-mail：KOC@jetro.go.jp TEL：088-823-1320

応募条件、留意事項、免責事項

次に挙げる条件をすべて満たしている必要があります。

- 1.日本産農林水産品の輸出に意欲のある国内事業者【農林漁業者、農業法人、食品加工業者、流通(輸出)事業者等】であること。
- 2.日本産の農林水産物（生鮮品）、または日本産原材料を使用した加工品、日本国内で生産された他国産原材料を使用した加工品であること。
- 3.主催者HP等において本事業に参加する事業者として公表（企業名）されることに同意していただけること。
- 4.ジェトロが商談成果の把握のために実施する各種アンケートやヒアリング等にご協力いただけること。

現地の輸入規制や関税等のため、商品によっては日本からの輸出が困難な場合があります。お申し込みにあたっては、次のウェブサイト等を参照願います。また、輸出条件等についても事前に調査やご確認をお願いします。

各国・地域基本情報と現地輸入規制および留意点

<https://www.jetro.go.jp/newsletter/hir/2026/hir26regulations.pdf>

ご不明な点がございましたら、ジェトロの「農林水産物・食品輸出相談窓口」(https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods.htm) をご利用ください。

・商談マッチングの結果およびスケジュールについては、確定次第（10月以降）ご連絡します。商談相手および商談時間については、海外バイヤーの希望を踏まえて主催者にて決定させていただきます。希望に沿えない場合（商談が0件になる場合）もごございますので、予めご了承ください。

・商談会当日は、海外バイヤーに対して価格を含めた条件を提示の上、交渉・意思決定が出来る方のご参加をお願いいたします。

・間接輸出を希望される場合、すでに国内商社等が決まっている場合、国内の商社等の役割が海外バイヤーとの輸出商談を成立させるための重要な鍵のひとつとなりますので、事前に商社等と打ち合わせを行った上でご参加いただくか、商社等に商談にご同席いただくようお願いいたします。

※商社・貿易会社を通じた間接貿易をご希望の方で、現在特定のルートをお持ちでない場合、「ジェトロ農林水産物・食品輸出協力企業リスト」(https://www.jetro.go.jp/industry/foods/trading_company_list/) をご参照ください。但し、取引条件等は直接交渉していただきますのでご紹介先との取引を保証するものではありません。

・商談会当日は、会社概要・商品カタログ・価格表等の関連資料をご準備ください。

・本商談会における実際の商談・取引によって、万一お客様が損害および不利益を被る事態が生じたとしても、主催者は一切のその責任を負いかねます。

- ① 本案内に定めのない事項に関しては、ジェットロがその対応を決定するものとし、政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨あらかじめご了承ください。
- ② 「申し込みフォーム」の内容に虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効にすると同時に、本商談会へのご参加をお断りします。
- ③ 参加申込をした企業及びその役員が違法な行為または違法ではないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、商談会に参加することがジェットロの信用を毀損する恐れがある場合は、参加をお断りする場合があります。
- ④ 商談スケジュール確定後であっても、バイヤー側の都合により商談がキャンセル・別日に変更になる可能性がございます。
- ⑤ 相応の理由なしに参加をキャンセルされた場合や、実績報告書・アンケート・調査へご協力いただけない場合には、今後ジェットロが実施する事業の選定等において考慮される場合があります。
- ⑥ 本イベントによりバイヤー又はジェットロから提供された情報及び資料は、お客様限りで使用するものとし、当該情報等を第三者に提供してはいけません。ただし、提供者の明示の承諾がある場合には、この限りではありません。
- ⑦ 本イベントの内容に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下本コンテンツ」といいます。）に関する著作権は、ジェットロ、その他の著作権者（以下「著作権者」といいます。）に帰属します。
- ⑧ 本コンテンツを、ジェットロの承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、商談相手等のプライバシー権、肖像権等を侵害する行為でもあります。
- ⑨ お客様は、ジェットロが本イベントの成果（お客様に関する成果を含みます。）又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表することに承諾するものとし、これに関し、何らかの人格権も行使しないものとしします。
- ⑩ 本イベントの実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
- ⑪ 本イベントの実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第1番の合意管轄裁判所とします。

留意事項

- ① 本イベントにおいて、商談相手又はジェットロより提供される情報については、ジェットロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本イベントでの提供情報に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し、一切の責任を負わないものとします。
- ② ジェットロは、以下の各号に該当する場合、本イベントの提供日時、内容を変更し、本イベントサービスの全部又は一部の提供を予告なく中止し、又は、お客様の参加を中止させることができます。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- （1）天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき。
- （2）正当な理由の有無にかかわらず、バイヤーが本商談の全部又は一部をキャンセル又は延期等したとき。
- （3）利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき。
- （4）前号のほか、お客様がジェットロの指示、条件又はジェットロとの合意事項に違反したとき。
- （5）お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明したとき。
- （6）お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。
- （7）前各号に定める他、ジェットロが相当と判断したとき。
- ③ 商談会期中およびその前後を通じて発生したいかなる損害についても、ジェットロは一切の責任を負いかねます。
- ④ ジェットロは、本イベントの参加に際しお客様よりご提供いただいた情報については、本イベントの実施に利用するとともに、関連事業の実施、ジェットロからの連絡のために利用することができます。また、ジェットロは、当該情報のうち、企業情報と商品情報の一部については、ジェットロのアレンジする商談相手に提示するために利用します。
- ⑤ 感染症拡大等により、バイヤーの商談会参加が難しくなった場合、ジェットロは一部内容を変更・中止する可能性があります。その際上記免責規程②のとおり、参加者が負担した経費をジェットロが補填することはできません。

免責事項